


年金資格を喪失する方へ



退職予定者カードは
廃止しました！

共済組合の年金の資格を喪失される場合のお手続き等は、
下表のとおりです。

引き続き公務員の共済組合（他共済、他支部）へ転出
される場合は、P15を参照してください。

	任用形態等	提出物	処 理	書類入手方法
年金資格喪失時 64歳未満	正規職員（定年）	退職届書 ※1 履歴書 ※2	年金待機者 登録	支部から所属所（本人） あて送付
	正規職員（早期退職等）	履歴書 ※2 ※3		
	・再任用フルタイム職員 ・任期付職員 ・フルタイムの12月超勤務の非常勤 職員	なし ※3		
年金資格喪失時 64歳以上	・再任用フルタイム職員（65歳） ・65歳定年の大学教員	老齢厚生年金「改定」 請求書	年金改定 ※4	支部から自宅あて送付 大学は事務局あて送付
	・再任用フルタイム職員（65歳を除く 64歳以上） ・任期付職員 ・フルタイムの12月超勤務の非常勤 職員	退職・資格変動調査票 （年金受給者用）	年金改定 ※4	支部ホームページから 様式ダウンロード 

※1 「一般組合員」から「短期組合員」へ組合員種別が変更になる場合は、提出不要です。

※2 退職手当用とあわせて作成し、各教育委員会の案内に従い提出してください（大阪市及び堺市の学校園、大学、教育庁が所属所の教職員を除く）。

※3 所属所又は任命権者と支部のやり取りで待機者登録を行います。ただし、退職後概ね6か月以内に年金支給年齢に達する場合は、待機者登録を行わずに誕生月の前月に支部から年金請求書類を自宅あて送付します。

※4 必要に応じて年金決定、待機者登録手続きを案内する場合があります。

「年金待機者登録」 将来年金を受給するための情報（組合員期間や給料等）を登録します。

「年金改定」 年金を再計算し、在職による年金支給停止を解除します。

「年金資格の喪失」 下記「一般組合員」での退職の他、定年退職後に再任用短時間職員として勤務する場合等の「一般組合員」から「短期組合員」へ組合員種別が変更になる場合が該当します。

「一般組合員」 健康保険と年金の両方を共済組合に加入している組合員
（例）常勤一般職員（正規職員）、再任用フルタイム職員、任期付職員、フルタイムの12月超勤務の非常勤職員

「短期組合員」 健康保険のみ共済組合に加入している組合員（年金は日本年金機構の一般厚生年金）
（例）非常勤職員（週20H以上）、臨時的任用職員、再任用短時間職員（週20H以上）

